

## 島ちゅチャレンジ応援事業Q&A

番号	質問	回答	募集要項 項目番号
<b>申請時</b>			
Q1.	申請書等の類似書類を記入したことが無い。どのように記入すればよいのか。	HPに記入例が掲載されているので、参考にして下さい。また、今回の支援で今後どのように事業を展開していきたいのか計画を立ててください。	
Q2.	機械設備費の上限はあるのか。	上限はありませんが、募集要項 p 15.審査基準にあるとおり、機械の購入や設備の更新だけに偏ると発展性が乏しいとみなされます。	13 審査基準
Q3.	個人でも応募できるのか。	個人での応募は可能です。事業登録の必要もありません。	4 事業対象者
Q4.	第二創業の定義は？	事業の基盤を維持しながら、別の分野に進出することを指します。	
Q5.	本年度は間に合わないのでも来年度応募したいが、来年度も実施するのか。	来年度以降の事業実施については確実なこと申し上げられませんが、平成26年度から継続して実施している事業です。	
Q6.	島ちゅチャレンジ応募事業とは別の事業で補助を受けている。または、受ける予定。応募可能か。	同事業内であっても、島ちゅチャレンジ応援事業での対象経費と別の補助金での対象経費が明確に区分できる場合は可能です。	8 対象となる 経費
Q7.	本社が群島内にあり、代表者の住所が群島外におかれているが、代表者は基本的に群島内で活動している。応募可能か。	代表者が奄美群島内に居住していることが条件となっているので不可となります。	4 事業対象者
Q8.	既存の備品の改修は対象となるか。（例：既存の車両の改修）	当応援事業の主旨に沿っていれば対象となります。建物及びその付属施設、構築物の改修は対象外です。	10 支援対象外 経費
Q9.	住民票・滞納がないことの証明は世帯分必要か。	本人分のみで結構です。	11 募集期間と 応募方法
Q10.	個人事業主として応募したいが、1年以上群島内に居住していない。応募対象か。	今後も定住の見込みがあれば、対象となります。	4 事業対象者
Q11.	滞納がないことの証明書は前年度分の市町村住民税という認識で良いか。	ご認識のとおりです。	

## 島ちゅチャレンジ応援事業Q&A

番号	質問	回答	募集要項 項目番号
Q12.	移住後1年経っておらず、滞納がないことの証明書は前の住所地でしか取れないが、必要か。	必要です。前の住所地より取り寄せてください。	4 事業対象者 11 募集期間と 応募方法
Q13.	企業・団体で応募する際の事業報告書とは何か。団体概要と被らないか。	事業報告書は前年度の活動内容等であり、団体概要は団体の目的や活動内容等が記載されているものです。HPの概要ページの写し等でも問題ありません。	
Q14.	民間企業として応募したいが、代表者が最近、住所を奄美に移した。応募可能か。	通常に必要な書類に加えて前住所の納税履歴等の書類が揃えば可能です。	4 事業対象者
Q15.	過去に採択された事業者でも応募可能か。また、過去に採択されたことが審査において不利になることはあるか。	過去に採択された事業内容と異なる事業内容であれば応募可能です。審査においてもその様な審査基準はございません。	
Q16.	2次審査（プレゼンテーション審査）はオンラインか。	オンラインです。プレゼン資料のフォーマットは決まっておらず、ご自身の資料で説明ください。	
Q17.	応募内容について、締切期限までであれば、一度提出した内容であっても内容の追加や修正は可能か。	締切期限内の修正であれば可能です。対策後に事業内容を追加・修正する場合は、対象外になる可能性がありますので早めにご相談ください。	
Q18.	異なる事業内容で、Ⅰ起業支援型とⅡ事業拡大型にそれぞれ応募することは可能か。	可能です。	
Q19.	資料の提出方法はメールでの提出も可能か。	可能です。メール、郵送、事務局へ直接持参のいずれかの方法でご提出ください。	11 募集期間と 応募方法

## 島ちゅチャレンジ応援事業Q&A

番号	質問	回答	募集要項 項目番号
<b>採択後</b>			
Q1.	事業の事務手続きは交付決定以降でなければならないか。また、交付決定までに購入し、領収書の日付は交付決定以降の場合、対象となるか。	見積り等の事務準備は問題ありませんが、交付決定前の購入については対象外となります。クレジットカード等の利用日が交付決定前であっても対象外となります。	8 対象となる 経費
Q2.	事業終了後の報告は義務か。	義務です。採択後の交付決定の際に、要項に規定の内容を遵守することを決定の条件としております。	15 報告等について
Q3.	事業の実施期間以降に納品がある場合（期間内に支払済）は対象経費か。	事業実施、支払い、納品等全てを含め事業の実施期間となるため対象外となります。	
Q4.	宿泊税は対象経費となるか。	公租公課となるため、対象外となります。	10 支援対象外 経費
Q5.	業計画書・収支予算書について、応募時に提出したものから採択決定後の交付申請時でも変更が無い。その場合でも改めて提出が必要か。	交付申請時にその旨を伝えていただければ必要ありません。	
Q6.	島ちゅチャレンジ応援事業で開発した商品はいつから販売可能か。	事業完了後（実績報告書を提出し、交付確定通知書が発出された後）であれば年度内からでも販売可能です。	
Q7.	採択後に補助金の増額は可能か。	交付決定通知書以上の額は不可です。	
Q8.	採択後に、事業計画書に記載した事業の内容を変更して実施することは可能か。	申請時に記載された事業の内容で審査を行っているため、採択後に変更することは基本的には認められません。軽微な内容変更は認められる場合がございますので、お気軽にお問い合わせください。	
Q9.	採択後に、収支予算書に記載した費目の予算額を変更して実施することは可能か。 （例：申請時は原材料費10万円・委託料50万円を予定していたが、原材料5万円・委託料55万円に変更）	事業実施に必要な経費であると認められる場合は、採択後でも予算額を変更することは可能ですが、変更前に事務局へご連絡をお願いします。その場合は新たに見積書、カタログ等を添付してください。	